

議案第 59 号

飯能市防災減災基金条例（案）

（設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条の規定に基づき、防災又は減災に要する経費の財源に充てるため、飯能市防災減災基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算に定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入しなければならない。

（繰替運用）

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 基金は、防災又は減災に要する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

飯能市長 新 井 重 治